

# 仕 様 書

## 1. 件名

自動運転移動サービスに係る安全走行戦略の具体化に向けた WG 活動の運営作業

## 2. 作業の目的

国立研究開発法人産業技術総合研究所デジタルアーキテクチャ研究センター(以下、「産総研」という。)では、令和6年度無人自動運転等の CASE 対応に向けた実証・支援事業(無人自動運転等の先進 MaaS 実装加速化のための総合的な調査検討・調整プロジェクト)を経済産業省より受託している。

自動運転レベル 4 を用いた移動サービス車両およびシステムの開発において、必要な安全性を確実にかつ効率よく確保するために、業界関係者が協調領域として取り組むべき技術や法規、運用や管理などに係る課題を整理し、実用化に向けた安全走行戦略の要件(仕様)を具体化する。また、検討した内容を踏まえて、「安全設計・評価ガイドブック」の改訂版を作成することを目的とする。

## 3. 作業項目

- (1) 具体的な安全走行戦略の設計事例の検討作業
- (2) 安全走行戦略に係る主な仕様の定義作業
- (3) 車内乗客安全 WG と関連する案件の検討作業
- (4) 安全設計・評価ガイドブックの改訂作業
- (5) WG の運営作業

## 4. 作業項目別仕様

以下に記載する作業を行い、その結果を作業報告書として提出すること。

- (1) 具体的な安全走行戦略の設計事例の検討作業
  - ① 自動運転レベル4等先進モビリティサービス研究開発・社会実証プロジェクトのテーマ2及びテーマ4における安全走行戦略の検討内容の共有し、車両や交通環境などの違いなどを踏まえて、有効性や妥当性、普遍性など多面的に検討をすること。
  - ② WG メンバーから起案される要審議案件を検討すること。
  - ③ 交通事故の判例調査など、安全走行戦略に係る情報の共有や活用方法などを検討すること。

- (2) 自動運転レベル4移動サービスに係る主な仕様の定義作業
- ① 自動運転レベル4の安全走行戦略を具体的に定義すること。(曖昧な部分の明確化)。
  - ② 自動運転レベル4の開始、中止、停止、再開、介入などに係る制御シーケンスを作成すること。
  - ③ 自動走行(走る・曲がる・止まるなど)に係る遠隔監視の役割、遠隔監視が介在する場合の車両運行シーケンスを作成すること。
  - ④ 自動走行(走る・曲がる・止まるなど)に係る乗務員の役割、乗務員が介在する場合の車両運行シーケンスを作成すること。
- (3) 車内乗客安全 WG と関連する案件の検討作業
- 車内乗客安全 WG と安全走行戦略 WG の双方に関連する案件(例:乗客の転倒などが危惧されるような車両の走行制御に係る案件など)や、双方のWGの業際で顕在化する案件などへの対応について、関係者と協議し積極的に対応すること。
- (4) 安全設計・評価ガイドブックの改訂作業
- 2023 年度に公開した安全設計・評価ガイドブック(第 1 版)に対して、安全走行戦略 WG 内での議論に加えて、関係者の意見や関連する会議体での検討内容などを盛り込み、改訂版を編集すること。
- (5) WGの運営作業
- ① WG(委員会)は、他の関連会議体などとの連携を含めて経済産業省や産総研と調整を行い、年間計画に沿って3回程度開催すること。また、開催毎に、事前にメンバーや内容についての了解を得ること。
  - ② WG の開催に付随する以下の業務を行うこと。
    - ・WG のプロジェクト管理として、工程および作業項目表の作成、進捗管理、成果物管理、経済産業省や産総研との調整などの作業を行うこと。
    - ・WG の会合対応として、議題設定、資料作成、議事進行、議事録の作成、意見の集約と整理などの作業を行うこと。
    - ・WG 活動を主導する座長候補者を自社から擁立し、WG の承認を得てWG 活動を牽引すること。なお、座長は、乗用車メーカーやシステムサプライヤーなど車両制御システムの安全設計・評価に係る知識や経験を有し、かつ自動運転移動サービス実用化後の事業に直接の利害関係がある企業や団体などに対して利益相反が生じない中立の立場から選出すること。
    - ・WG の構成員は、産総研が指定する自動運転関連企業や団体などとす

る(OEM や関係省庁など含む)。WG メンバーの招聘においては、立案する WG の目的や予定成果、活動計画を示し、賛同を得ること。

- ・WG の運営者は、座長に必要な応じて産総研が要請する会議体や関連する会議体などに出席し、WG の活動方針や計画ならびに活動状況などを報告することを要請すること。

## 5. 貸与品

なし

## 6. 特記事項

- (1)座長候補者を自社から擁立にあたっては、自動運転の安全性に係る法規関係(道路交通法、道路運送車両法、自動運転車の安全技術ガイドラインなど)、ならびに先進安全システムに係る技術知識(車両運動、制御システム、通信、ソフトウェア、センサーなど)に精通し、20 年以上の車載制御システム開発実務経験を有すること。

注)契約前に実施体系図に経験年数等を記載した書類作成し審査を受けるものとする。

- (2)作業に従事する者は、経済産業省「無人自動運転等の先進 MaaS 実装加速化推進事業(自動運転レベル4等先進モビリティサービス研究開発・社会実証プロジェクト)」ならびに「安全設計・評価ガイドブック」の目的や内容などについて熟知し、ガイドブック改訂版を編集するための知識と経験を有すること。

## 7. 納入物品

- ・作業報告書 1部
- ・安全設計・評価ガイドブック 1部

上記を CD-ROM 媒体(またはそれに準ずるもの)にて1枚

## 8. 納入の完了

「7. 納入物品」に記載された納入物品が過不足なく納入されたことを確認して納入の完了とする。

## 9. 履行期限・納入場所

履行期限:契約締結日から令和7年2月28日

納入期限:令和7年2月28日

納入場所:茨城県つくば市梅園 1-1-1 中央事業所2群

国立研究開発法人産業技術総合研究所

デジタルアーキテクチャ研究センター 2-1E 棟4階444室

#### 10. 付帯事項

- 1) 本仕様書の技術的内容及び知り得た情報に関しては、守秘義務を負うものとする。
- 2) 本仕様書の技術的内容に関しては、調達請求者の指示に従うこと。また、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、調達担当者と協議のうえ決定する。
- 3) 請負者の責において及ぼした損害は、請負者が賠償すること。
- 4) 請負業者は、個人情報の取り扱いについて、別紙1の「保有個人情報の取扱いに関する仕様書の付帯事項」に従うこと。

以上

### 保有個人情報の取扱いに関する仕様書の付帯事項

受注者は、保有個人情報を適正に取り扱うため、契約書、仕様書等に定める事項のほか、法令等の定めるところにより、以下に事項に従って契約を履行しなければならない。

- ①受注者は、本契約によって知り得た産総研の業務上の知識、秘密等を第三者にもらし、又は他の目的に利用しないこと。
- ②受注者は、本業務を遂行するために個人情報を収集するときは、産総研の指示に従い、適法かつ公正な手段により取得すること。
- ③受注者は、事前に産総研の承諾を得た場合を除き、産総研から預託を受けた個人情報若しくは受注者が本業務を遂行するために収集した個人情報を第三者に預託若しくは提供し、又はその内容を知らせないこと。
- ④受注者は、産総研から預託を受けた個人情報若しくは受注者が本契約の業務を遂行するために収集した個人情報について、本契約の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変しないこと。
- ⑤受注者は、個人情報を取扱うにあたり、当該個人情報の安全管理について、内部における責任者及び業務従事者の管理を定めた実施体制を構築し、個人情報の漏洩、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。なお、当該実施体制の書面を、見積書とともに産総研に提出すること。
- ⑥受注者の故意又は過失により、本業務に係る個人情報の漏えい事案が発生したとき、及び本契約違反により損害を被ったときは、産総研は本契約を解除し、損害賠償を請求することができるものとする。
- ⑦産総研は、必要があると認めるときは、所属の職員に、受注者の事務所、事業場等において、産総研が預託した個人情報若しくは受注者が本契約の業務を遂行するために収集した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、受注者に対し必要な指示をさせることができる。
- ⑧受注者は、産総研の承諾を得て、個人情報の取扱いに係る業務を第三者に再委託(再委託先が委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合も含む。)する場合には、再委託先において上記①～⑥に規定する措置を講じさせるとともに、再委託先に対して上記⑦に規定する措置を実施すること。個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合も、同様とする。

上記①、③～⑤及び⑦～⑧の事項については、本契約終了後、又は解除した後であっても、なおその効力を有するものとする。

以上